

災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と合資会社山陽清掃社（以下「乙」という。）及び株式会社小野田公衛社（以下「丙」という。）とは、大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、し尿の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時においてし尿の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「し尿」とは、災害時において処理する必要が生じた便槽内のし尿等（浄化槽汚泥を除く。）であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上、緊急要請が必要であると判断したものをいう。

（し尿の収集運搬の緊急要請）

第3条 甲は、災害時において必要があると判断したときは、乙及び丙に対してし尿の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）の緊急要請を行うことができるものとする。

（要請手続）

第4条 前条に規定する甲の乙及び丙に対する要請手続は、次に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、事後速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 実施場所
- (3) その他必要な事項

（協定業務の実施）

第5条 乙及び丙は、甲から要請を受けたときは、必要な人員及び車両を調達し、甲の指示に基づき、優先的に協定業務に当たるものとする。

2 乙及び丙は、必要があるときは、甲と協議の上相互に協力するものとする。

3 乙及び丙は、甲から要請を受けた協定業務を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

(1) 実施場所

(2) し尿のくみ取りを行った世帯の住所及び世帯主の氏名

ただし、被害甚大で記録が困難な場合は地区名（自治会名）及び件数

(3) 作業年月日

(4) くみ取り量及び料金

(5) その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 前条の規定により乙及び丙が実施した協定業務にかかる費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙及び丙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前における協定業務にかかる適正価格(特別料金は含まない。)を基準とし、甲、乙及び丙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙及び丙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙及び丙に支払うものとする。

（情報交換）

第8条 甲は、第4条に規定する緊急要請を行うときは、乙及び丙に対して速やかに市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙及び丙は、第4条に規定する緊急要請を受けたときは、前項の情報に基づき、協定業務の実施体制について、甲に報告するものとする。

3 乙及び丙は、甲から要請があった場合は、甲の災害対策本部員会議に参画するものとする。

4 乙及び丙は、代表者の変更、連絡体制等に変更があった場合は、甲へ報告するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了する

ものとする。ただし、終了日30日前までに、甲、乙及び丙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日から1年間更新されたものとみなす。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年11月26日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 白井博文

乙 山陽小野田市大字鴨庄85番地の1
合資会社山陽清掃社
代表社員 華山文必

丙 山陽小野田市大字小野田字末広7525番地の2
株式会社小野田公衛社
代表取締役 横田信夫